

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018年度秋入学・2019年春入学
一般入学試験（B日程・8月18日分）

試験科目：刑事訴訟法

1. 出題趣旨

〔設問1〕

・法210条に従って、緊急逮捕実施にあたって求められる実体的要件（重大犯罪の十分な嫌疑）、手続的要件（事前の理由の告知）の摘示。事後手続として、緊急逮捕令状の請求、発付についてとりまとめること。

〔設問2〕

・検察官側請求証拠の必要的開示、被告側の検討を踏まえた類型証拠開示（その前提として検察官保管証拠一覧表開示請求）、それらの検討を踏まえて、被告側の主張を明示した後に行う主張関連証拠開示について、条文に従い、段階的に説明すること。

〔設問3〕

・伝聞禁止法則が働く場面での証拠調べ請求手続の進行について、基本的な理解がどの程度できているのかを確認する問題である。

・検察官は、書証の証拠調べ請求を維持したまま、目撃者本人の証人尋問を請求する。被告人・弁護人は、この証拠調べ請求に対しては、「しかるべく」など同意する意思を示すのが通常である。裁判所も、特段の事情がない限り証人尋問を採用する。証人尋問が行われて、調書内容が再現されれば、検察官としては立証は完結する。万が一、証言内容と調書の内容に相反する部分がある場合には、321条1項2号後段による調書の証拠調べ請求を行う、といった流れについて、どの程度理解しているかを問うものである。

2. 採点実感

次の摘示がない答案は低い評価にしかない。

〔設問1〕

①現場で逮捕する際、告知する理由の説明がない。犯罪の嫌疑と直ちに裁判官から令状を得られないことを告知するが、この点の理解がなければ緊急逮捕の特殊性を理解したことになる。

②緊急逮捕令状の請求権者は限定されておらず適宜司法巡査も含めて迅速に請求することが期待されている。この点の

言及をしたものはほとんどなかった。

〔設問 2〕

① 検察官請求証拠について弁護人において閲覧と謄写ができることの摘示がない。

② 類型証拠開示に先立ち、一覧表開示ができることの言及も見られない。

〔設問 3〕

① 目撃者の証人尋問を請求し特段の支障がなければ証言で立証を終えることとなる。

② 相反供述になった場合、321条1項2号後段による。

③ 証人尋問ができない事情が生じたときには、321条1項2号前段による。

とくに①を明確に摘示することが大切である。

3. 学習方法

既修者として入学するための刑事訴訟法の入試では、実務家らしい手続の流れの理解ができているかどうかを問うことになる。

定評のある基本書でいいが（例、法曹会・刑事訴訟法講義案など）、基本の「流れ」を身につける学習が必要である。